

令和元年度2月補正(追加)予算(案)の概要

補正予定額

[単位:百万円、%]

年度 会計	平成30年度	令和元年度						増減額 ⑥-① ⑦	伸率 ⑦/①
	2月後 ①	現計予算額 ②	2月補正 (経済対策) ③	2月補正 (通常) ④	2月補正 (追加) ⑤	2月補正 合計 ③+④+⑤	計 ②~⑤ ⑥		
一般会計	697,396	716,095	29,635	△ 29,243	214	606	716,701	19,305	2.8
公債費	105,114	102,852	0	△ 3,034	0	△ 3,034	99,819	△ 5,296	△ 5.0
その他	592,281	613,243	29,635	△ 26,209	214	3,640	616,882	24,601	4.2

(注)表示単位未満四捨五入の関係で、集計が一致しない箇所がある。

【計上予定の項目】

○新型コロナウイルス感染症対策に係る「生活福祉資金」貸付原資等の補助

【事業名(担当課)、補正予算額】

○生活福祉資金貸付事業費(福祉保健課)

214,000千円

新型コロナウイルス感染症の影響による休業等で収入減となっている世帯への資金需要に対応するため、生活福祉資金貸付金の貸付原資等(全額国庫)の長崎県社会福祉協議会への補助を実施

- 生活福祉資金貸付金の貸付原資等の補助 214,000
- 個人向け緊急小口資金等貸付(生活福祉資金貸付の特例)の実施 3/25申込受付開始予定

※貸付窓口は、市町社会福祉協議会を通じて実施

<特例の内容>

【緊急小口資金】

	本則	特例措置
貸付対象者	緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする低所得世帯等	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
貸付上限	10万円以内	10万円以内 (学校等の休業等の特例20万円以内)
据置期間	2月以内	1年以内
償還期限	12月以内	2年以内
貸付利率	無利子	

【総合支援資金(生活支援費)】

	本則	特例措置
貸付対象者	低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限	(二人以上)月20万円以内 (単身)月15万円以内 貸付期間:原則3月以内	
据置期間	6月以内	1年以内
償還期限	10年以内	
貸付利率	保証人あり:無利子 保証人なし:年1.5%	無利子

※償還免除について:今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除できるとし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮する。